

著作権委員会運営内規（2015 改訂）

（総則）

1. 本委員会は著作権委員会（以下委員会）と称する。
2. 委員会の運営に関しては、以下の各項によるほか、「委員会の設置および委嘱等に関する内規」（以下、「内規」という）による。

（目的および活動）

3. 知的財産の保護と学術情報の円滑な流通との相互バランスを保つべく、著作権等に関する問題について積極的に検討・提言などを行うことを目的として、以下の活動を実施する。
 - (1) 著作権に関する外部との情報交換および連携協力に関する協会の窓口
 - (2) 著作権等の課題についての対処案等の会長・理事会への提言
 - (3) 協会が外部に対して行う提言・要請等への参画および協力
 - (4) 協会会員等への著作権に関する啓蒙・広報活動
 - (5) 協会の出版物等における著作権の扱いに関する検討

（委員会）

4. 委員会の体制
 - (1) 委員会は委員長 1 名、副委員長 1 名、委員若干名より構成する。
 - (2) 著作権等に関する課題は多岐におよぶので、構成員(委員長、副委員長、委員)は、それらの各観点に適切に目配りし対処することができることとする。
 - (3) 3(2)、3(3)について、テーマにより臨時委員を委嘱する等、円滑な推進を図る。
 - (4) 3(1)について、必要であれば外部機関と委員会の合同開催も行う。
 - (5) 著作権をめぐる中長期的な研究調査は、別途 SIG などの研究会で採り上げることが望ましい。

（開催）

5. 委員会の開催
 - (1) 委員長は、予め議題を明示して委員会を招集し、必ず議事録を残すものとする。
 - (2) 議事録は、理事会への報告を兼ねるものであるが、その内容は許可無く外部に流さないこととする。
 - (3) 委員会の活動報告・提言など、その内容と公表範囲は委員会の事前承認を得ることとする。
 - (4) 緊急の際は、委員長の判断でメール交換などによる開催を認めるが、委員長は会議の経過と結果を議事録にまとめ委員全員の承認を受けることとする。

6. その他

これまで下記の主な提言や要請等は、必要な場面で活用する。

- (1) 複写権管理団体等に関するアピール
- (2) 文化審議会著作権分科会委員への学術情報利用者任命の要望
- (3) 文化庁パブコメへの対応
- (4) 知的財産パブコメへの対応

- (5) 経団連等との連携推進
- (6) 関連機関・団体等との交渉

(附則)

1. 2012年11月2日理事会にて「著作権委員会」として承認された。これまでの、「複写権問題対策委員会」と「著作権問題委員会」を発展的に解消し、新たな委員会とした。
2. 2013年10月28日の著作権委員会にて「5. 委員会の開催」を追加
3. 本内規の改廃は理事会において行うものとする、2016年3月10日理事会にて本項の追記を承認。